

桶川市子育て支援拠点事業実施要綱

(平成22年4月1日市長決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、地域子育て支援拠点事業を実施し、地域全体で子育てを支援する基盤を形成することにより、市民が安心して子どもを産み育て、子育てに喜びを感じられる社会環境の形成に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、地域子育て支援拠点事業（以下「事業」という。）とは、地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図る事業をいう。

(実施主体)

第3条 事業の実施主体は、桶川市とする。ただし、事業を効果的に実施できると認められるときは、その全部又は一部を適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人、特定非営利活動法人又は民間事業者等(第5条においてこれらを「法人等」という。)に委託等を行うことにより実施することができる。

(実施形態)

第4条 国及び県からの補助金を受けられる事業の実施形態は次のとおりとし、その他は、平成27年5月21日雇児発0521第13号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「地域子育て支援拠点事業の実施について」の別紙「地域子育て支援拠点事業実施要綱」で定めるものとする。

(1) 一般型

ア 公共施設、空き店舗、公民館、保育所等の児童福祉施設、小児科医院等の医療施設等の子育て親子が集う場として適した場所で、拠点となる場所を定めて常設の地域子育て支援拠点を設置するもので、おお

むね10組の子育て親子が一度に利用しても差し支えない程度の広さを確保すること。

イ 原則として週3日以上(年間150日以上)かつ1日5時間以上開設すること。

ウ 子育て親子の支援に関して意欲のある者であって、子育ての知識と経験を有する専任のものを2名以上配置すること。この場合において、非常勤職員であっても可とする。

エ 授乳コーナー、流し台、ベビーベッド、遊具その他乳幼児を連れて利用しても差し支えないような設備を有すること。

(2) 連携型

ア 児童福祉施設・児童福祉事業を実施する施設(以下「連携施設」という。)において事業を実施するもので、連携施設における既設の遊戯室、相談室等であって子育て親子が交流し、集う場として適した場所で、おおむね10組の子育て親子が一度に利用しても差し支えない程度の広さを確保すること。

イ 原則として週3日以上、かつ1日3時間以上開設すること。

ウ 子育て親子の支援に関して意欲のある者であって、子育ての知識と経験を有する専任のものを1名以上配置すること。この場合において、非常勤職員であっても可とする。ただし、連携施設に勤務している職員等のバックアップを受けられる体制を整えること。

エ 授乳コーナー、流し台、ベビーベッド、遊具その他乳幼児を連れて利用しても支障が生じないような設備を有すること。

(事業の内容)

第5条 第3条の規定により支援拠点の委託を受けた法人等(以下「受託者」という。)は、次に掲げる事項に留意して事業を実施しなければならない。

(1) 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進

(2) 子育て等に関する相談及び援助の実施

(3) 地域の子育て関連情報の提供

(4) 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施（月1回以上）

（利用料等）

第6条 事業を利用した場合の利用料は、原則として無料とする。ただし、材料等の実費相当額は、利用者の負担とすることができる。

（報告）

第7条 受託者は、定期的に事業の実施状況について市長に報告しなければならない。

（受託者の義務）

第8条 受託者は、子育て親子への対応に十分配慮するとともに、事業を行うに当たって知り得た個人情報について、事業の遂行以外に用いてはならない。

（関係機関との連携）

第9条 市長又は受託者は、保育所、福祉事務所、医療機関その他関係機関と連携を密にし、効果的に事業を実施するよう努めるものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁日から施行し、平成27年4月1日から適用する。